

西地区漁港海岸整備計画



平成29年(2017年)3月

横須賀市

— 目 次 —

【はじめに】

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画策定に当たっての検討スキーム	2

第1章 整備計画に関する基本的事項

1 西地区海岸の概要	3
2 西地区海岸の現況	4
(1) 自然的特性	4
(2) 社会的特性	8
(3) 海岸被害と海岸保全の現況	11
(4) 津波による浸水予測シミュレーション結果	14

第2章 整備に関する基本的な考え方

1 整備方針	16
2 地区のタイプ分けと海岸防護のあり方	17
(1) 地区のタイプ分け	17
(2) 海岸防護のあり方	20
3 計画天端高の設定	21
(1) 防護に対する基本的な考え方	21
(2) 相模灘沿岸の計画天端高	22
(3) 西地区海岸の計画天端高	23

第3章 海岸保全施設の整備に関する事項

1 整備対象箇所の抽出	25
2 対策方法の検討	37
(1) 海岸保全施設等の種類	37
(2) ハード整備（直接的整備）の検討	41
(3) ハード整備（間接的整備）の検討	42
(4) ソフト対策の検討	42
3 整備優先度の検討	46
(1) 検討の主旨	46
(2) 整備優先度の検討項目	46
(3) 整備優先度の点数化の方法	47
(4) 整備優先度の検討結果	47

第4章 検討結果と整備の進め方

1 検討結果のまとめ	50
2 整備の進め方と留意事項について	51
(1) 整備の進め方	51
(2) 留意事項	51
3 地区ごとの整備イメージ（個票）	52

第5章 計画の推進

1 計画推進の考え方	71
2 適切な事業実施に向けて	71

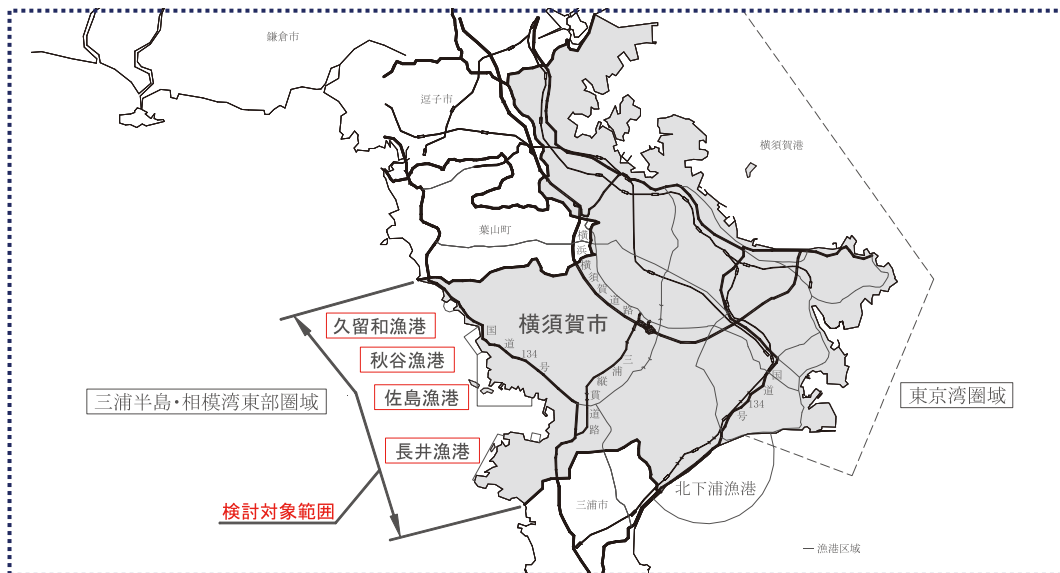
資料編

1 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例	72
2 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会の開催経緯	73
3 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員名簿	74
4 諮問	75
5 答申	76
6 用語集	77

【はじめに】

1 計画策定の目的

想定される津波、台風時の高波浪や高潮に対して、横須賀市（以下、「本市」という。）の西地区海岸を対象とした防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下、「県基本計画」という。）及び横須賀市漁港整備方針に基づき、西地区漁港海岸整備計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

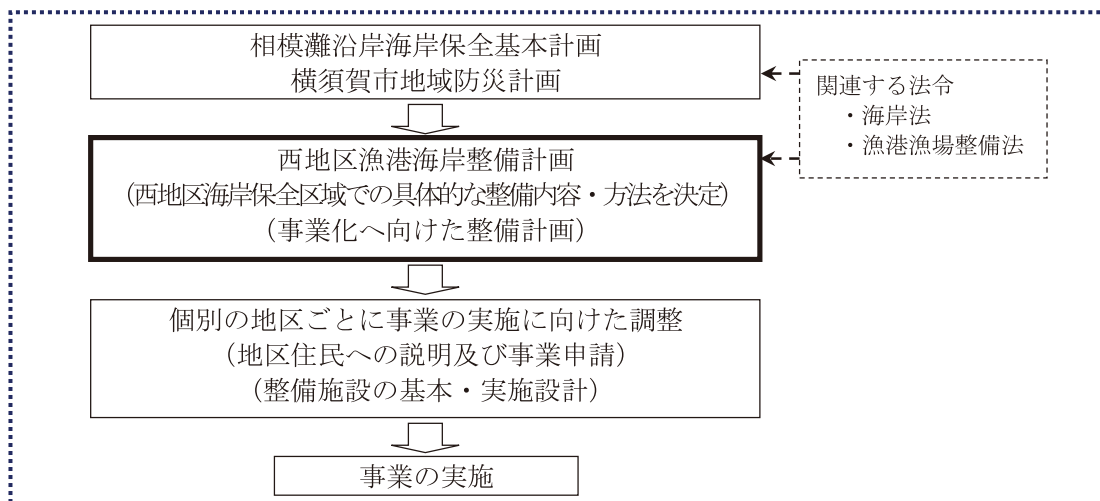


本計画における検討の対象範囲

2 計画の位置付け

本計画の位置付けを以下に示します。

- ① 県基本計画及び横須賀市地域防災計画を上位計画とし、漁港海岸整備の事業化へ向けた計画
- ② 西地区海岸全体を検討対象としたうえで、本市が管理する漁港海岸における整備の方向性などを示した計画
- ③ 海岸は一連であることから、今後の具体的整備の実施に向けて、本計画で対象としている本市が管理する漁港海岸以外について、他の海岸管理者との情報共有するための計画



本計画の位置付け及び事業化までの流れ

3 計画策定に当たっての検討スキーム

本計画の策定に当たっては、以下の5つの項目について検討・整理しました。

なお、検討に当たっては、西地区海岸を管理区分などで20の地区に区分したうえで、地区ごとの特性（防護、環境、利用）を踏まえて、5つにタイプ分けしたエリアを設定しました。

「検討1」及び「検討2」についてはエリアごとに、また、「検討3」から「検討5」については地区ごとに検討・整理を行いました。

こうした検討・整理に基づき、今後の津波・高潮に対する西地区海岸の整備の方向性を取りまとめています。

本計画策定後は、地区住民や関係機関等と十分に協議・調整を行い、具体的な整備を進めていきます。

